

平成 31 年度

放課後児童クラブ・降園後保育入会のご案内

〇●〇 放課後児童クラブ・降園後保育とは 〇●〇

保護者の方が就労や病気療養中等の理由により放課後・降園後家庭において適切な保護を受けられない児童・園児を対象に、遊びや生活の場を提供し、子どもたちの健全育成の向上を図ることを目的としています。支援員がつき、安全に生活できるよう配慮しております。放課後児童クラブは「キッズ」、降園後保育は「エンゼル」と呼んでいます。



行方市役所 こども福祉課

※このご案内の内容は平成31年3月時点でのものであり、変更となる場合があります。

も く じ

1. 入会にあたって

2. 概要

3. 申込について

4. 持ち物

5. 利用の連絡

6. その他

7. 【記入例】入会申請書

8. 【記入例】調査票兼同意書

9. 【記入例】放課後児童クラブ・降園後保育の利用
を必要とする事由の証明書



◎1.入会にあたって◎

放課後児童クラブ・降園後保育の概要及び申込についてをよくお読みいただき、申込みください。

利用の申込みは年に1回必要です。

平成31年度の申込みから

【通常登録の方】

父、母、または養育者が、放課後・降園後において児童を保育することができない理由を証するもの【就労証明書等】が必要になります。

【臨時登録の方】

児童を保育することができない理由を証するもの【就労証明書等】は求めませんが、臨時利用のお迎え時に【臨時利用理由書】へ記入し、提出していただきます。

下記に該当された場合は、利用許可の取消、または利用の一時見合わせを頂く場合があります。

- (1) 家庭状況の変更により、利用基準を満たさない場合
- (2) 前年度分の利用料を滞納している場合
- (3) 他の児童や支援員に対する暴力行為、きまりを守らない場合
- (4) 理由なく利用料の納付が滞った場合

◎2. 概 要◎

利用基準	①大人の家族が就労・介護等でこどもを見るのが困難な状況 ②保護者が病気や事故等で緊急を要するとき(臨時利用で対応)			
項目	放課後児童クラブ(キッズ)		降園後保育(エンゼル)	
対象者	市立小学校の児童		市立幼稚園の園児	
場 所	施設	名 称	施設	名 称
	麻生小学校	麻生キッズ (麻生土曜キッズ※2)	麻生幼稚園	麻生エンゼル
	麻生東小学校	麻生東キッズ		
	北浦小学校	北浦エンゼルキッズ (北浦土曜キッズ※2)	北浦小学校	北浦エンゼルキッズ※1
	玉造農村環境 改善センター	玉造キッズ1 (玉造土曜キッズ※2)	玉造幼稚園	玉造エンゼル
	玉造小学校	玉造キッズ2		
※1 北浦幼稚園は北浦小学校にて合同実施となります。 北浦幼稚園→北浦小学校へはタクシーでの移動となります。				
※2 土曜日は麻生小学校・北浦小学校・玉造農村環境改善センター の3か所での実施となります。				
時 間	登 校 日：放 課 後 ～ 18：30 夏・冬・春休み：7：30～18：30 土 曜 日：7：30～18：30		登 園 日：降 園 後 ～ 18：00 夏・冬・春休み：7：30～18：00 土 曜 日：7：30～18：00	
休 業 日	日曜日・祝日・お盆休み(8/13～16)・年末年始(12/29～1/4) 台風・大雪・学校閉鎖等で学校・幼稚園が休みの時 ※学級閉鎖の場合はその学級のみのお休みとなります。 ※その他会場の都合等で臨時休業する場合があります。			
利 用 料	利用が月間 10 日以上の場合→月額 5,000 円(8 月は月額 10,000 円) 利用が月間 9 日以下の場合→利用日数×日額 500 円(8 月は日額 1,000 円) ※次の場合は、減免制度があります。 ・兄弟利用の 8 月分利用料 ・母子父子世帯等のうち市民税非課税世帯(申請の手続きが必要です。)			
納 入	利用料の納入は原則、口座振替となります。			
そ の 他	※飲食物の提供は致しません。各家庭よりおやつ・飲み物・弁当を持参して 頂きます。 ※宿題の時間は設けますが学習指導は致しません。確認はご家庭でお願い 致します。 ※事件・事故防止の為、お迎えは決まった方(大人)に来て頂くようお願い 致します。			

◎3. 申込について◎

受付場所	行方市役所 ○麻生庁舎 1階 総合窓口室 ○北浦庁舎 1階 総合窓口室 ○玉造庁舎 1階 こども福祉課
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 ※受付は土・日・祝日除く
必要な物	① 申込用紙(平成31年度様式) <u>②放課後児童クラブ・降園後保育の利用を必要とする事由の証明書</u> <u>書</u> ※①、②は行方市ホームページからダウンロードできます。受付場所にもございます。 ③印鑑
申込方法	<u>申込用紙及び放課後児童クラブ・降園後保育の利用を必要とする事由の証明書</u> に必要事項を記入し、受付場所に提出をお願い致します。
その他	※産前、産後のご利用期間は産前8週間、産後8週間です。 期日内でのご利用が可能です。 ※緊急の利用等に関しては、こども福祉課へご相談ください ※いただいた個人情報については、放課後児童クラブ及び降園後保育の利用審査及び児童への保険適用資料として使用するものであり、他の目的での使用は致しません。 ※申請書類の返送は行っておりません。当方にて適切に保管処理をさせていただきます。

◎4. 放課後児童クラブへの持ち物◎

☆はキッズのみ、★はエンゼルのみ

通 常	<ul style="list-style-type: none"> ・上履き ・ハンカチ ・ぞうきん1枚 ・連絡帳(必要な方のみ) ・おやつ※あめ・ガム・キャラメル・アイス・こんにやくゼリー・プリン・ヨーグルトは不可。 ・飲み物※水かお茶をご用意下さい。甘い飲み物, 紙パックはさけてください。
1日保育	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の持ち物(おやつと飲み物は多めに) ・お弁当※傷みやすい食品は、なるべく避けて下さい。 ・菌みがきセット ★お昼寝用の毛布かタオルケット
夏休み	<ul style="list-style-type: none"> ・通常と1日保育の持ち物 ※夏休みのおやつは生もの(果物等)・半生もの・汁の多いデザートは不可 ※夏休みの飲み物は特に多めに持たせて下さい。 ※お弁当のおかずはすべて加熱し、保冷剤を入れてください。 ・帽子 ・汗ふきタオル ・着替え(肌着・半ズボン等) ☆学習用具※夏休みの宿題とドリル等 ★バスタオル ★ビーチサンダル ★ティッシュ
持たせてはいけない物	<ul style="list-style-type: none"> ・現金 ・私物のおもちゃ、ゲーム ※故障・紛失等による補償はできません。 ※ご家庭でお子様へ持ち込みができないことの説明をお願い致します。

◎5. 利用の連絡◎

出 欠 等	<p>出欠の連絡やお迎えの方の変更の連絡は必ず保護者の方が</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校または幼稚園(連絡帳または電話にて※土曜と夏冬春休み除く) ② 各キッズ・エンゼル(電話またはメールにて) <p>の上記2カ所に連絡をお願い致します。</p> <p>※児童・園児の申し出による欠席はできません。</p>
登校(園)日 夏・冬・春休み	<p>【利用する曜日を指定している方】</p> <p>「お休みの時」や「指定していない曜日に利用」の場合 連絡をお願い致します。</p> <p>【臨時利用の方】</p> <p>利用の場合、連絡をお願い致します。(できる限り2日前まで)</p>
土 曜 日	<p>【毎週利用の方】</p> <p>お休みの場合、連絡をお願い致します。</p> <p>【臨時利用の方】</p> <p>利用の場合、連絡をお願い致します。(できる限り2日前まで)</p>
変 更	<p>以下の場合には必ずこども福祉課までご連絡をお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用内容に変更がある場合 ② 住所・氏名・連絡先等、申込の内容に変更が出た場合。 ③ 保護者の就労状況に変更があった場合。

◎6. その他◎

お迎え等	<ul style="list-style-type: none"> ・お迎えにくる方(基本的には保護者の方)を決めて下さい。 ・お迎えの時は必ず支援員へ声をかけ、入り口でお迎え簿に時間の記入をお願い致します。 ・臨時での利用の方は、お迎え時に必ず<u>臨時利用の理由書</u>に記入をお願い致します。 ・1日保育の送りの時も必ず入口までお子様と一緒に来て、支援員へ声をかけて下さい。 ・健康管理の為、送迎の時にお子様の体調について支援員へお伝え下さい。 <ul style="list-style-type: none"> ※お迎えの遅刻が多数見られる場合、ご利用の相談をさせて頂く場合がございます。 ※お迎え後、駐車場ではお子様から目を離さないようご注意をお願い致します。
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の場合には状況に応じ、保護者の方に連絡し、お迎えに来ていただく場合があります。 ① 保育中にお子様のけが・発熱等があった場合 ② 天災等にて帰宅時間に危険が予測される場合
宿題について	<ul style="list-style-type: none"> ・宿題の時間は設けますが学習指導は致しません。確認はご家庭でお願い致します。
お子様へのお約束	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の事項を保護者の方からお子様へお伝え下さい。 ① 集団生活の場です。みんなで協力し、楽しく過ごせるようにしましょう。 ② お金や自分のおもちゃ等は持ってこないようにしましょう。 ③ 学校・幼稚園でキッズ・エンゼル用のおやつやお弁当を広げないようにしましょう。
傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> ・市では、放課後児童クラブ・降園後保育に登録する児童・園児を対象に「団体傷害保険」に加入しており、活動中の万一のけが等の場合は適用となります。保険が適用される場合は、その都度、保護者の方にご連絡をさせていただきます。 ・契約内容 (1) 保険契約者 行方市長 (2) 被保険者 留守家庭児童を預かる施設に登録された留守家庭児童園児全員 (3) 引受条件 すべての被保険者について同一条件、同一保険金額、同一入院、通院保険金日額とする (4) 担保内容 留守家庭児童園児を預かる施設の管理下中のみ担保 (5) 保険期間 平成31年4月10日～1年間(予定) ※平成31年4月9日までは加入済 (6) 保障内容 死亡・後遺症300万円 入院(日額)3,000円 通院(日額)2,000円
よりよい運営のために	<ul style="list-style-type: none"> ・園児、児童の健全育成に熱意のある方々が指導にあたっていますが、お子さんを支援員に任せきりにせず、支援員と連携を密にし、楽しくのびのびと過ごせるよう協力していきましょう。
キッズ・エンゼル内での出来事	<ul style="list-style-type: none"> キッズ・エンゼル内での出来事については、「学校や幼稚園」ではなく、「各キッズ・エンゼル」にご相談ください。
お問い合わせ先	<p>【運営についてのお問い合わせ】 (行方市放課後児童クラブ・降園後保育運営受託業者) 株式会社 共立メンテナンス TEL03-5295-7798</p> <p>【その他・総合的なお問い合わせ】 行方市役所こども福祉課 TEL:0299-55-0130</p>

◎連絡先◎

利用のご登録がお済みの方で、急遽のご利用やお休みの連絡は、お子様をご利用している以下の各キッズ・エンゼルに直接ご連絡をお願いいたします。

※電話がつかないときはメール、または最下段の連絡先にご連絡をお願いいたします。

場 所	名 称	電 話 番 号		QRコード (連絡先登録)
		携 帯	固 定	
		メー ル ア ド レ ス		
麻生 小学校	麻生キッズ (麻生土曜キッズ)	070-1488-7876	0299-72-3300	
		kmn07014887876@softbank.ne.jp		
麻生東 小学校	麻生東キッズ	070-1259-5390	0299-73-2727	
		kmn07012595390@softbank.ne.jp		
北浦 小学校	北浦 エンゼルキッズ (北浦土曜キッズ)	090-8070-7109	0291-35-0200	
		kmn09080707109@softbank.ne.jp		
玉造 農村環境改 善 センター	玉造キッズ1 (玉造土曜キッズ)	080-9044-7766	0299-55-3800	
		kmm08090447766@ezweb.ne.jp		
玉造小学校	玉造キッズ2	080-3226-8996	/	
		kmn08032268996@softbank.ne.jp		
麻生 幼稚園	麻生エンゼル	070-1457-9089	/	
		kmn07014579089@softbank.ne.jp		
玉造 幼稚園	玉造エンゼル	070-1295-4952	/	
		kmn07012954952@softbank.ne.jp		

上記、連絡先にお電話がつかない場合はこちらまでご連絡ください。

株式会社 共立メンテナンス 東関東支店	住所:茨城県行方市麻生 421-3
お問合せ先	080-3384-5325 担当:岡田

7. 入会申請書 記入例

申込書はキッズとエンゼルで別になりますが
キッズの申込書をもとにご説明させていただきます。

様式第1号(第5条関係)
行方市長 宛て

行方市放課後児童クラブ入会申請書
行方市放課後児童クラブに入会したいので次のとおり申請します。

		申請日 平成31年00月00日				
保護者	住所	〒311-3512 行方市玉造甲000-00 アパート・マンション名 玉造アパート00号	フリガナ ナメガタ タロウ 氏名 行方 太郎 (印)			
	連絡先	固定: 0000-00-0000 携帯: 000-0000-0000				
対象児童	フリガナ ナメガタ ハルオ	性別	生年月日 平成00年00月00日			
	児童氏名 行方 春男					
	利用状況	(新規) 継続	小学校 玉造小学校(1年)			
	フリガナ ナメガタ ナツコ	性別	生年月日 平成00年00月00日			
	児童氏名 行方 夏子	男・女				
	利用状況	新規・(継続)	小学校 玉造小学校(2年)			
対象児童	フリガナ ナメガタ アキオ	性別	生年月日 平成00年00月00日			
	児童氏名 行方 秋男	男・女				
利用状況	新規・(継続)	小学校 玉造小学校(1年)				
児童クラブ	麻生・麻生東・北浦・(玉造)キッズ					
入会期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日					
利用日	登校日 <small>※学校行事の振替休日含む。</small>	(月・火・水・木・金) 臨時	放課後～17:45			
	夏・冬・春休み	(月・火・水・木・金) 臨時	～17:45			
	土曜日	毎週(臨時)	7:30～17:45			
緊急連絡先	優先	続柄	携帯電話番号 勤務先及び電話番号			
	①	母	000-0000-0000 ○○商店 000-0000-0000			
	②	父	000-0000-0000 ○○建設 000-0000-0000			
	③	祖母	000-0000-0000 ○○自動車 000-0000-0000			
家族構成	続柄	氏名	年齢	職業等	勤務日等	勤務時間等
	父	行方 太郎	35	会社員	月～金	8:30～17:30
	母	行方 冬子	35	会社員	月～金	8:30～17:30
	祖父	行方 次郎		会社員	月～金	8:30～17:30
	祖母	行方 花子	58		週4	8:30～17:30
家庭の状況	1.生活保護世帯 2.母子・父子・養育者世帯 3.(1又は2以外の世帯)					
申請理由	放課後、家で子どもを見る人がいないため 祖母が勤務の関係で家にいるときは利用しません。					
送迎者	(父・母・祖父・祖母・その他)					

利用状況は「新年度」「新1年」の場合は必ず、新規に○をつけてください。

学年等は来年度の学年で記入をお願いいたします。

入会期間は最長で来年度の3月末になります。それ以降は来年度の申し込みになります。

【通常登録の方】
就労等で利用する曜日が決まっている場合は曜日に○をつけてください。

【臨時登録の方】
決まっていない場合は臨時に○をつけてください。※曜日と臨時の両方に○はしないで下さい。

対象児童以外のご家族を記入して下さい。

※市役所記入欄

受付印	受付者	システム入力	システム確認	承認書送付	委託先送付	口座入力	口座確認

裏面もございますので記入をお忘れのないようお願いいたします。

8. 調査票 兼 同意書 記入例

行方市 放課後児童クラブ 調査票 兼 同意書

児童氏名	行方 春男	平熱	36.3℃
児童について	性 格	明るい・人なつこい・優しい	
	習 い 事	無・有(内容・曜日:)	
	病気・障がい	無・有(病名・障がい名:)	
	手帳の有無	無・有(身体障害者手帳 級・療育手帳 判定)	
	アレルギー	無・有(食品名・薬剤・植物等:)	
心配な事	無・有(食事・排泄・着替え・意思伝達・対人関係・こだわり・その他) (詳細:小麦アレルギーなので、おやつの交換をしないように気を付けてください)		
児童氏名	行方 夏子	平熱	35.8℃
児童について	性 格	明るい・好奇心旺盛	
	習 い 事	無・有(内容・曜日:火曜日は習字 木曜日はピアノ)	
	病気・障がい	無・有(病名・障がい名:)	
	手帳の有無	無・有(身体障害者手帳 級・療育手帳 判定)	
	アレルギー	無・有(食品名・薬剤・植物等:絆創膏を貼ると痒みが出る)	
心配な事	無・有(食事・排泄・着替え・意思伝達・対人関係・こだわり・その他) (詳細:)		
児童氏名	行方 秋男	平熱	36.0℃
児童について	性 格	おだやか・人見知り	
	習 い 事	無・有(内容・曜日:)	
	病気・障がい	無・有(病名・障がい名:ぜん息)	
	手帳の有無	無・有(身体障害者手帳 級・療育手帳 判定)	
	アレルギー	無・有(食品名・薬剤・植物等:)	
心配な事	無・有(食事・排泄・着替え・意思伝達・対人関係・こだわり・その他) (詳細:口よりも先に手が出る・こだわりが強い ぜん息のため薬を持参しています。)		

些細なことでも気になることがある場合は必ず記入してください。
※アレルギー関係については特に注意してください。(絆創膏によるかゆみなど)

同意書

- ①児童の状況について関係機関(小学校や以前通っていた幼稚園・保育園等)に問い合わせをすることに同意します。
- ②児童手当に係る放課後児童クラブ利用料の徴収等に関して、以下の内容のとおり同意します。

私は正当な理由がない限りにおいて、放課後児童クラブ利用料を滞納した場合、児童手当法第21条第1項及び第2項の規定に基づき、行方市長から支給を受ける児童手当等(児童手当及び特別給付をいいます。以下同様。)の額から、放課後児童クラブの利用料につき、当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当等から各費用の支払に充てるものとします。

保護者氏名: 行方 太郎 (印)

同意書の署名捺印忘れずにお願いします。

児童の肖像を [撮影した写真・映像を使用することに
ホームページ・パンフレット・掲示物・広報誌などに使用されることに
使用した広告・映像などについて、金銭的对価を求めないことに] 同意します 同意しません

こちらの同意をもとに、被写体となる園児・児童の肖像を使用できるかの判断をさせていただきます。なめがたエリア放送や新聞等のメディアに園児・児童が露出する機会が増えてきています。プライバシーの問題等にかかわりますので必ずどちらかに○をしてください。